

宇佐市ふるさと回帰支援センターおためし暮らし事業実施要項

令和7年9月1日

第1条 この要項は、宇佐市に移住を希望する県外在住者に、一定期間市内で生活し移住体験や移住に向けての準備をする機会を提供し、宇佐市への移住促進を図るため、宇佐市ふるさと回帰支援センターおためし暮らし事業（以下「事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 移住希望者 本市への移住を検討している者で、大分県外に居住する者をいう。
- （2） おためし暮らし住宅 移住希望者が一時的に滞在できる住宅として宇佐市ふるさと回帰支援センターが貸し付ける住宅をいう。

（おためし暮らし住宅）

第3条 おためし暮らし住宅（以下「住宅」という。）は、宇佐市指定有形文化財である古荘家住宅とし、名称、位置等は、次のとおりとする。

名称	位置	建築年	構造	面積
古荘家住宅（古荘邸）	宇佐市安心院町龍王418番地	明治13年	木造2階建て	350.21㎡

（利用要件）

第4条 事業を利用する者は、次の各号に掲げるいずれかの内容を実施しなくてはならない。

- （1） 本市移住窓口での相談。
- （2） 本市が適当と認める移住体験等に参加すること。
- （3） 移住を目的とした居住環境の整備に必要な準備活動を行うこと。

（利用資格）

第5条 事業を利用できる者は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- （1） 移住希望者で県外に住所を有し成人している者であること。
- （2） 移住活動を行うため、住宅に宿泊する者であること。
- （3） 宇佐市暴力団排除条例（平成23年宇佐市条例第13号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でない者であること。

（利用予約）

第6条 移住希望者は、住宅利用開始の3週間前までに住宅の利用について宇佐市ふるさと回帰支援センターに利用する期間等を対面、メール、又は電話にて予約しなければならない。

2 住宅の予約が可能な期間は、住宅の利用予定期間の初日が属する月の3ヶ月前の1日からとする。（その日が閉庁日の場合は、翌開庁日）

（利用申請）

第7条 移住希望者は予約日から1週間以内に宇佐市ふるさと回帰支援センターおためし

暮らし住宅利用申請書（様式第1号）をセンター長に提出しなければならない。

2 申請書に次に掲げる必要書類を添付し、センター長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書（様式第2号）
- (2) 活動計画表
- (3) 本人であることを確認できる書類
(利用承認)

第8条 センター長は、前条の規定による申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、宇佐市ふるさと回帰支援センターおためし暮らし住宅利用承認書（様式第3号）を交付するものとする。

(終了報告)

第9条 申請者は、住宅利用終了時に、移住活動報告書をセンター長に提出しなければならない。

(利用期間等)

第10条 住宅の利用期間は、利用単位を1日として、連続して宿泊をする場合は、最長8日間（7泊8日）までとする。

(利用の制限)

第11条 利用回数は、同一人（世帯員も含む）に対して、同一年度内に1回とする。

(利用料金)

第12条 住宅の利用料金は無料とする。ただし利用料金については、飲食費、日常生活に係る消耗品費、交通費は含まず、移住希望者の負担とする。

2 寝具の貸し出しを希望する者は、移住希望者の負担としてセンターが有料で手配する。

(利用者の遵守事項)

第13条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 第1条の趣旨に沿って住宅を利用すること。
- (2) 留守や就寝時には必ず施錠するなど住宅を善良に管理すること。
- (3) 火気の取扱いに注意するとともに、敷地内は禁煙とすること。
- (4) 電気、水道は節度ある利用に努めること。
- (5) 住宅内の附属設備、備品等を適切に取り扱うこと。
- (6) ごみは、決められたルールに従い排出すること。
- (7) 住宅及び住宅周りの清掃を行い、住環境の整備をすること。
- (8) その他別に定められたこと。

(禁止行為)

第14条 利用者は、住宅において次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) センター長の承諾を得ずに住宅の改修を行うこと。
- (2) 住宅の全部又は一部を第三者に転貸すること。
- (3) 共用部分（母屋1階、駐車場）以外を利用すること。
- (4) 犬、猫その他の動物を飼育すること。
- (5) 近隣の住民に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (6) 施設の鍵を複製すること。
- (7) その他住宅の利用にふさわしくない行為。

(契約の解除)

第15条 センター長は、利用者が第13条各号に掲げる事項を遵守しないとき又は前条の規定に違反する行為があったと認めるときは、住宅の利用を中止することができる。

2 天災、その他の不可抗力により住宅を使用することが困難な場合や、その他住宅の管理上支障がある場合に、住宅の利用を中止することができる。

3 契約解除にかかる一切の費用については、センターはその責めを負わない。

(立ち入り)

第16条 センター長は、住宅の防火、火災の延焼、構造の保全又はその他住宅の管理上特に必要があるときは、利用者の許可なく住宅内に立ち入ることができるものとする。

2 利用者は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定による立ち入りを拒否することはできない。

(損害賠償)

第17条 利用者は、自己の責めに帰すべき理由により住宅及び住宅内の附属設備、備品等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(免責)

第18条 住宅が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、住宅内又は住宅周辺で発生した事故については、市はその責任を負わないものとする。

(その他)

第19条 この告示に定めるもののほか、住宅の運営等に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

1 この要項は、令和7年9月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

宇佐市ふるさと回帰支援センター
センター長 宛て

申請者住所：

氏名： 印

連絡先：

宇佐市ふるさと回帰支援センターおためし暮らし住宅利用申請書

宇佐市ふるさと回帰支援センターおためし暮らし住宅を利用したいので、宇佐市おためし暮らし住宅事業実施要項第7条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

なお、申請者及び利用者の中に、暴力団員又は暴力団員と密接な関係を持っている者が居ないことを誓約します。また、住宅の利用に当たっては、同要項の規定に従って利用することを誓約します。

記

1. 利用する住宅の所在地：宇佐市安心院町龍王4 1 8 番地

2. 利用期間： 年 月 日 時 分
～ 年 月 日 10時00分（ 日間）

3. 滞在中の連絡先：（携帯電話） — —

4. 利用者氏名（申請者含む）

氏名	性別	生年月日	申請者との続柄
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	

5. 当該住宅を利用する理由

--

6. 確認事項：①空き家情報利用希望者申込書を提出している ☐
②事前に当該住宅を利用する旨の予約を行っている ☐
③滞在中は移動手段がある（自家用車・レンタカー・その他） ☐
④滞在中に空き家の案内を受ける予定がある（任意） ☐
⑤寝具レンタル希望 ☐ or 持参する ☐ （備付けなし） ☐

年 月 日

宇佐市ふるさと回帰支援センター
センター長 宛て

【申請者】

住 所：_____

氏 名：_____

連絡先：_____

誓約書

私（及び同居家族）は、次の事項について誓約します。

1. 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第1項第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を持つ者ではありません。
2. 宇佐市に移住を検討している又は移住予定です。
3. 転勤等による一時的な転入予定者ではありません。
4. 要領第13条に掲げる事項を遵守します。
5. 自己の責めに帰すべき理由により住宅及び住宅内の附属設備、備品等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償します。

令和 年 月 日

様

宇佐市ふるさと回帰支援センター

センター長 後藤 竜也

宇佐市ふるさと回帰支援センターおためし暮らし住宅利用承認書

令和 年 月 日付けで申請のありました、宇佐市ふるさと回帰支援センターおためし暮らし住宅の利用につきまして、下記のとおり承認します。

なお、住宅の利用にあたっては同要領その他関係法令を遵守し、適正に利用してください。

記

1. 利用を承認する住宅の名称：古荘家住宅

2. 利用期間： 令和 年 月 日 時 分
 ～ 令和 年 月 日 時 分（ 泊 日間）